

2-10 内装制限

1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

2 建基法上の内装制限

(1) 内装制限をしなければならない建築物またはその部分（建基法第35条の2、建基令第123条、第128条の3、第128条の3の2、第128条の4、第128条の5、第129条、第129条の13の3）

なお、これら以外に建基法の緩和要件として内装制限をする場合がある。

ア 特殊建築物（建基法別表第1（イ）欄(1)項、(2)項、(4)項に掲げるものをいう。カにおいて同じ。）で一定規模以上のものの居室

イ 階数が1で延べ面積3,000㎡を超える建築物の居室

ウ 階数が2で延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室

エ 階数が3以上で延べ面積500㎡を超える建築物の居室

オ 無窓の居室

カ 特殊建築物で地階又は地下工作物内に設ける居室

キ 自動車車庫又は自動車修理工場

ク 地下街の地下道

ケ 火気使用室

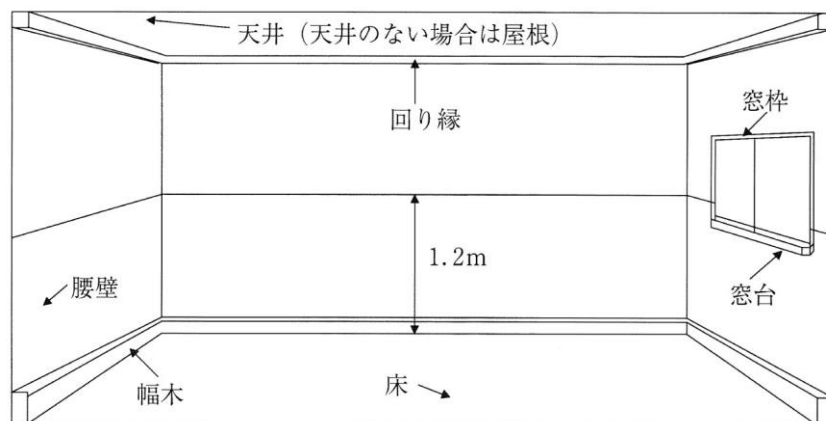
コ 避難階段、特別避難階段及びその附室並びに非常用エレベーターの乗降ロビー

サ アからキの居室等から直接地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路

(2) 内装制限する範囲

ア 居室の内装制限については、建基法上は天井・壁が対象となり、壁については床面からの高さが1.2m以下の部分是对象から除かれている。ただし、前(1)オ・カ・キ・ケに掲げるものは腰壁部分も対象とし、かつ、難燃材料は使用できない。

また、前(1)アで3階以上の階を、特殊建築物の用途に供する場合は、天井に難燃材料を使用できない。



イ 廊下及び階段の内装制限については、天井、壁（腰壁を含む。）の内装は、準不燃材料とする。（難燃材料は使用できない。）

また、避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

(3) 照明カバー・装飾用角材等の取扱い

壁又は天井の部分に柱、梁等の木部が露出する部分又は不燃材料でない照明器具カバー等が、壁又は天井面に占める表面積の10分の1を超える場合は、内装制限の対象となる。ただし、壁、天井に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）は内装制限の対象としないことができる。

3 消防法上の内装制限

消防法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

なお、消防法上の内装制限の取扱いについては、建基法によるほか、次によることとする。

- (1) 内装制限により緩和措置のある消防用設備等
 - ア 消火器（規則第6条第2項）
 - イ 屋内消火栓設備（令第11条第2項、条例第46条）
 - ウ スプリンクラー設備（令第12条第4項、規則第12条の2、第13条、第13条の6）
 - エ 動力消防ポンプ設備（令第20条第2項）
 - オ 避難器具（規則第26条第5項）
 - カ 誘導灯及び誘導標識（規則第28条の2）
 - キ 連結散水設備（規則第30条の3第1項）
- (2) 内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地から対象とする。
- (3) 壁及び天井の室内に面する部分とは、居室だけでなく、外気に開放された廊下や階段等も含めて当該用途に供する部分をいい、浴室及び押入（収納のために人が出入りするような規模及び形態を有さないもの）は除くものとする。
- (4) 壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分も含むものとする。
- (5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用を受け一の防火対象物とみなされる部分にあつては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。

4 参考

- (1) 不燃材料・準不燃材料・難燃材料
内装制限を受ける箇所に用いる内装材料には、不燃材料・準不燃材料・難燃材料（以下「防火材料」という。）が要求される。
- ア 不燃材料（建基法第2条第9号）
建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

不燃性能及びその技術的基準（建基令第108条の2）

建基法第2条第9号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 1 燃焼しないものであること。
- 2 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

国土交通大臣が定めたもの＝平成12年建設省告示第1400号

- 1 コンクリート
- 2 れんが
- 3 瓦
- 4 陶磁器質タイル
- 5 繊維強化セメント板
- 6 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- 7 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 8 鉄鋼
- 9 アルミニウム
- 10 金属板
- 11 ガラス
- 12 モルタル
- 13 しっくい
- 14 厚さが10mm以上の壁土
- 15 石
- 16 厚さが12mm以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- 17 ロックウール
- 18 グラスウール板

イ 準不燃材料（建基令第1条第5号）

建築建材のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

国土交通大臣が定めたもの＝平成12年建設省告示第1401号

- 1 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 厚さが9mm以上のせっこうボード(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- 3 厚さが15mm以上の木毛セメント板
- 4 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上のものに限る。)
- 5 厚さが30mm以上の木片セメント板(かさ比重が0.5以上のものに限る。)
- 6 厚さが6mm以上のパルプセメント板

ウ 難燃材料（建基令第1条第6号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

国土交通大臣が定めたもの＝平成12年建設省告示第1402号

- 1 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 2 難燃合板で厚さが5.5mm以上のもの
- 3 厚さが7mm以上のせっこうボード(ボード用原紙の厚さが0.5mm以下のものに限る。)

(2) 壁紙、塗料等

内装制限を受ける室内の仕上りとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けている。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NM-通算番号」、準不燃材料は「QM-通算番号」、難燃材料は「RM-通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
一般社団法人 日本塗料工業会	塗料塗装／不燃材料	NM-8585	基材同等第 0001
	塗料塗装／準不燃材料	QM-9816	基材同等第 0001
	塗料塗装／難燃材料	RM-9364	基材同等第 0001
特定非営利活動法人 湿式仕上技術センター	無機質砂壁状吹付材塗り／不燃材料	NM-8571	基材同等第 0003
	無機質砂壁状吹付材塗り／準不燃材料	QM-9811	基材同等第 0003
	無機質砂壁状吹付材塗り／難燃材料	RM-9366	基材同等第 0003
	有機質砂壁状塗料塗り／不燃材料	NM-8572	基材同等第 0004
	有機質砂壁状塗料塗り／準不燃材料	QM-9812	基材同等第 0004
	有機質砂壁状塗料塗り／難燃材料	RM-9361	基材同等第 0004
	複合型化粧用仕上材塗り／不燃材料	NM-8573	基材同等第 0005
	複合型化粧用仕上材塗り／準不燃材料	QM-9813	基材同等第 0005
	複合型化粧用仕上材塗り／難燃材料	RM-9362	基材同等第 0005
	繊維壁材塗り／不燃材料	NM-8574	基材同等第 0008
	繊維壁材塗り／準不燃材料	QM-9814	基材同等第 0008
	繊維壁材塗り／難燃材料	RM-9363	基材同等第 0008